



武雄市公告第 38 号

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の変更案について、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により、下記のとおり公告し、縦覧する。

令和 7 年 7 月 8 日

武雄市長 小 松



記

- 1 地域計画の変更案を作成した地区
武雄町（変更内容は別紙のとおり）
- 2 縦覧期間
自 令和 7 年 7 月 8 日（火）
至 令和 7 年 7 月 22 日（火）
- 3 縦覧場所
武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10
武雄市営業部農林課
- 4 意見の申し立て

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により、各計画の変更案に対して意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに武雄市農林課まで任意の様式で意見書を提出すること。